

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監5の第15号

監 査 の 対 象：令和4年度監査委員監査 水防事務組合に関する事務

所 管 所 属：浪速区役所

通知を受けた日：令和5年6月7日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	普通財産の使用貸借にかかる契約書の作成については是正を求めたもの 今回の監査において、各水防事務組合への貸付等の状況を確認したところ、浪速区役所は、淀川左岸水防事務組合に水防用具庫として1階の一部を使用させている普通財産（地域集会所）について、淀川左岸水防事務組合との間で契約書が作成されていない状態で、福祉局から令和2年4月1日に管理替えを受けたことから、当該使用に関する手続を進めていたものの、それが完了していない状況であった。 【指摘事項】 浪速区役所は、淀川左岸水防事務組合との間で条件を明示した契約書を作成するとともに、所管する普通財産について、適時適切に必要な契約書が作成されるよう確認する体制を整備されたい。	・淀川左岸水防事務組合との間で条件を明示した「市有財産使用貸借契約書」について、令和5年4月1日付で締結した。 ・令和4年4月1日より、財産管理副主任が在籍する市民協働課に普通財産の管理を所管するよう変更している。 ・普通財産の異動については、令和5年度契約締結案件の決裁より、財産管理主任が在籍する総務課も決裁ルートに含め、各案件の詳細及び契約状況等を財産管理主任と副主任の相互で把握できるようにし、複数課での確認体制を構築した。	措置済	令和5年4月1日